

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出事項に異動があつた旨の届出があつた。

平成二十六年六月十八日

神奈川県選挙管理委員会

委員長 山田吉三郎

資金管理団
体の届出事
項の異動の
届出をした
者の氏名

公職の種類

資金管理団体の
名称

異動事項

新

旧

遠藤 幸彦

横浜市議会
議員

都市政策研究所

政治団体の名
称

都市政策研究所

えんどう幸彦サポ
ート倶楽部